

基本的な考え方

- ✓国内外における国際競争力の高まる一方で、少子化が加速する中、人文・社会科学系も含めて、専門知そのものを深掘り、広げることに加え、数理・データサイエンス・AIを適切に利活用し、総合知をもって社会課題を解決できる人材の輩出が求められている。
- ✓そのためには、学士課程から博士課程までを見通した体系的な教育課程の編成のもと、各課程の学びの密度を高める必要がある。一方、現在は、同一の学位レベルの連携（横の連携）を促進する制度（共同教育課程や研究科等関係課程等）は存在するが、上位の学位レベルとの連続性の向上を図る一般的な制度は存在していない※。
※ 工学分野の連続性に配慮した教育課程については平成30年に導入。
- ✓大学院レベルの課程を見据えて、学士課程を構築することは、学士課程そのものの質と密度を高めるものである。例えば、大学院固有の教育方法である「研究指導」を受ける素地を養う観点から、学部段階から、複雑化した社会において課題を見出し、解決を図る訓練をしておくことは極めて重要である。
- ✓こうしたことを踏まえ、まずは、学士課程から博士課程までの縦の連続性の向上を図るための制度の整備を図ることとする。具体的には、各設置基準の教育課程の編成方針として、学部と研究科の連続性に配慮した教育課程を編成することを明記するとともに、連続性に配慮した教育課程を編成する学部と研究科を一つの単位として、3つの方針の策定を可能とすることとする。
- ✓これは、現行の標準修業年限を前提とした各課程の教育を有機的につなぎ、その質と密度を高めることを目的とするものであり、標準修業年限の短縮を一義的な目的とするものではない。
- ✓その上で、こうした連続性に配慮した教育課程の編成の結果、修士課程において30単位以上の修得と必要な研究指導を受ける等の現行の修了要件を満たすことを前提に、（4年+）1年以上2年未満の期間が修業年限として必要かつ十分なものであることを国として確認できる場合には、例外的に、大臣の認定により、修士課程の標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることなどを可能とすることとする。

学部・研究科の連続性に配慮した教育課程の促進に係る制度改正（大学設置基準等の一部改正）

1. 学部・研究科の連続性に配慮した教育課程の編成の促進

主な改正内容

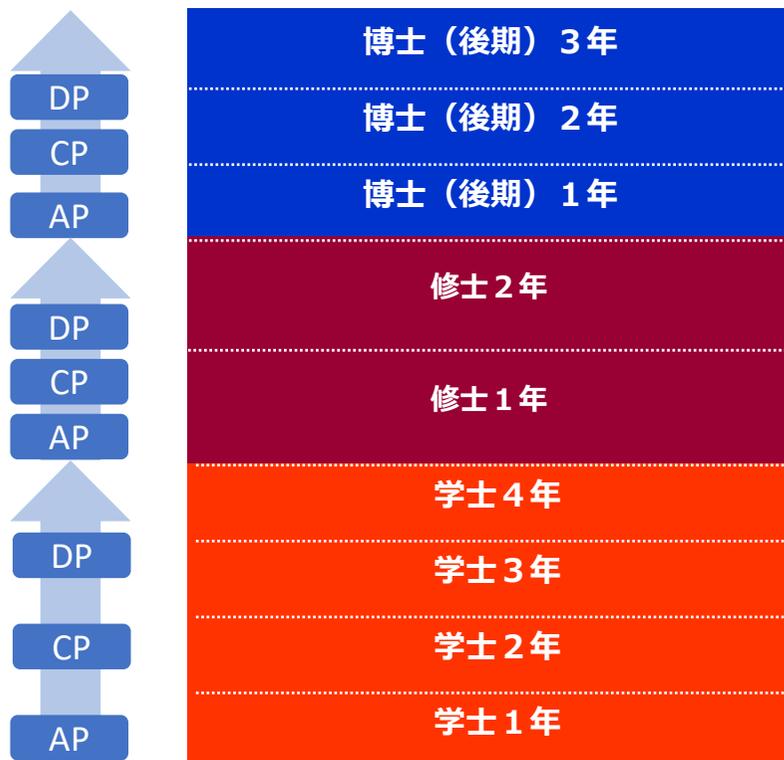
- ✓ 大学設置基準等に定める教育課程の編成方針において、各大学は、その教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、学部における教育及び大学院の研究科における教育の連続性に配慮した教育課程(以下「連続課程」という。)を編成することを明記する。
- ✓ いわゆる3つの方針(卒業・修了認定の方針(DP)、教育課程の編成・実施に関する方針(CP)及び入学者受け入れに関する方針(AP)をいう。以下同じ。)について、大学の実情に応じて連続課程を編成する学部及び大学院を一つの単位として策定可能とする。

※専門職大学及び専門職大学院についても同様の取扱いとする。

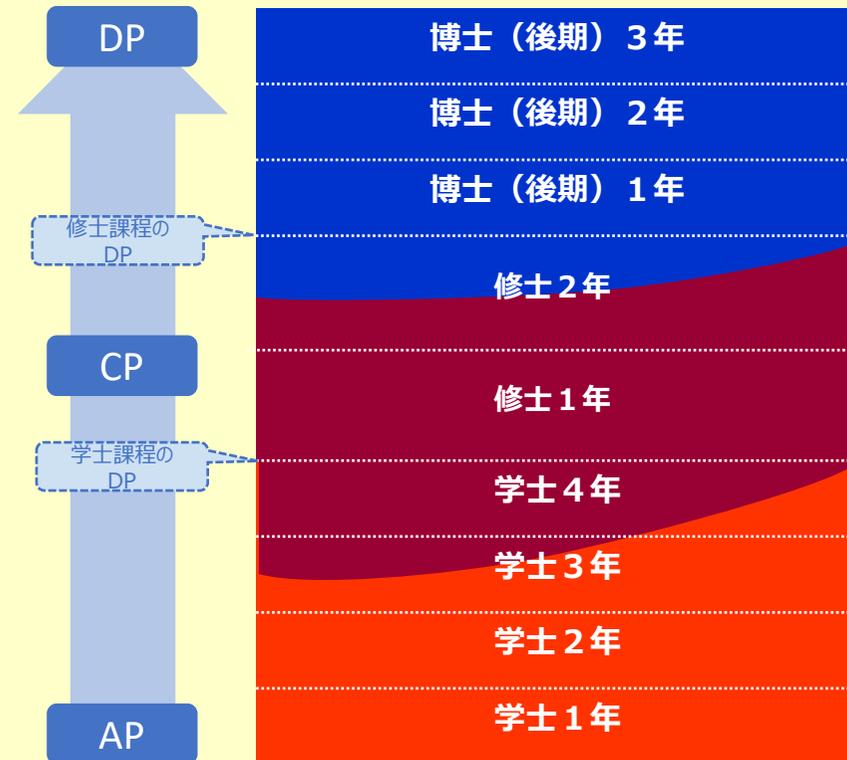
※3つの方針については、今回の改正により、学部段階、大学院段階ごとに策定することに加え、連続課程単位でも策定可能であることを法令上新たに定め、各大学の実情に応じた策定単位の選択肢を広げるものである。なお、連続課程単位で策定する場合においても、学士課程や修士課程のDPを段階的な学修成果の目標としてわかるようにしておく必要があることに留意。

改正により可能となる3つの方針の策定パターン

※現行制度で策定可



※改正により、大学の実情に応じて策定可能に



DPの策定イメージ

参考

改正により、各課程単位のDPだけでなく、連続課程としてのDPを大学の実情に応じて設定可能に

現行制度

○ 現行法令上では、学部段階と大学院段階は、別々に策定することされており、両者のポリシーは、並列的な関係となり、体系的や連続性が見えにくい。

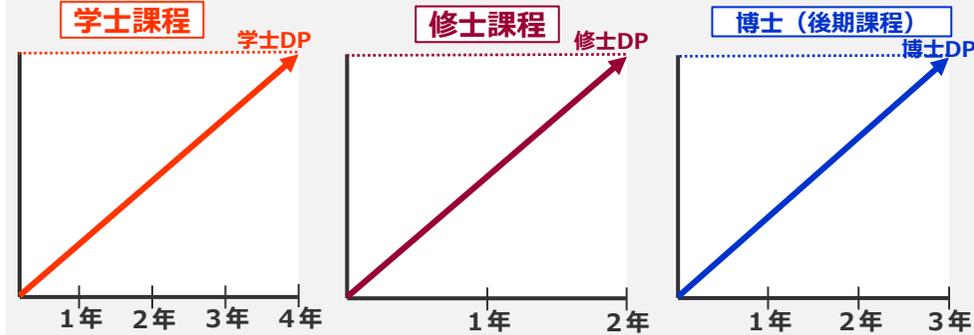
学校教育法施行規則

第六十五条の二
 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針を定めるものとする。

- 一 卒業又は修了の認定に関する方針
- 二 教育課程の編成及び実施に関する方針
- 三 入学者の受入れに関する方針

2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。

現行制度で設定可能なDP



改正後

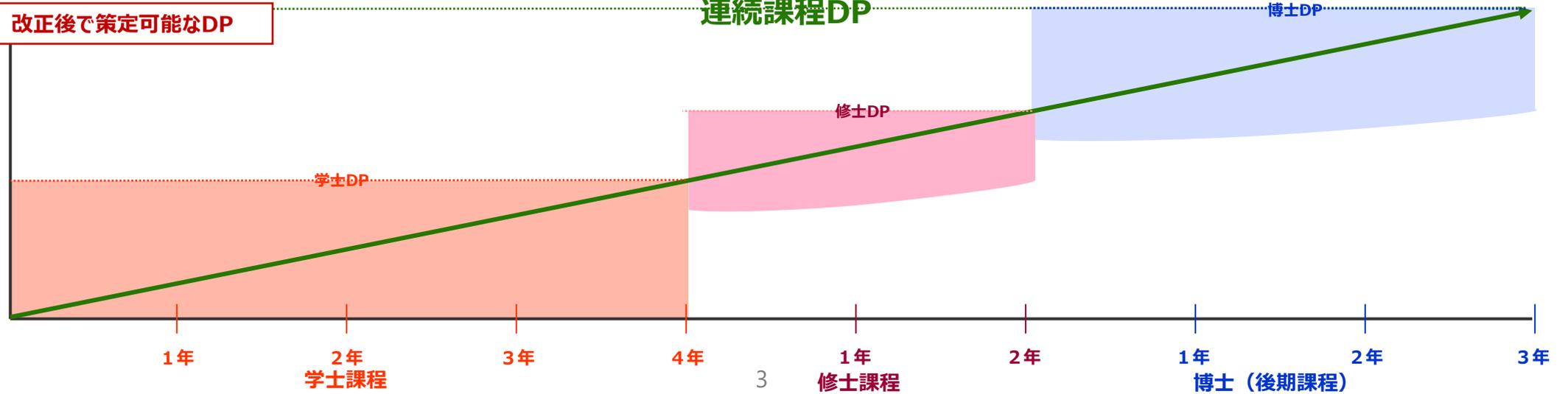
○ 連続課程を一つの策定単位とすることで、連続課程としてのDPを学部段階も含めた学修成果の最終目標と位置づけ、学士課程や修士課程のDPは、段階的な学修成果の目標として位置づけることが可能となる。これにより、各課程のポリシーは、有機的につながり、より体系的や連続性が可視化されることが期待できる。

学校教育法施行規則

第六十五条の二
 [略]
 3 大学設置基準第十九条第四項、専門職大学設置基準第九条第五項、大学院設置基準第十一条第三項又は専門職大学院設置基準第六条第四項の規定により大学の学部における教育及び大学院の研究科における教育の連続性に配慮した教育課程を編成する大学は、当該学部又は学科若しくは課程及び当該研究科又は専攻を一つの単位として、第一項各号に掲げる方針を定めることができる。

改正後で策定可能なDP

連続課程DP



2. 連続課程特例認定制度の創設

制度創設の趣旨

効果的な連続課程の編成に係る実証的な成果を創出し、今後の更なる制度改善につなげるため、内部質保証等の体制が十分機能していることを前提に、標準修業年限等に係る特例を認める制度を創設。

特例の要件

○ 次のア及びイの要件を満たし、**文部科学大臣の認定**を受けたときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、標準修業年限等に係る大学院設置基準の特例を認める。

ア **連続課程の編成に係る実証的な成果の創出に資する効果的な取組を行うため特に必要**があると認められる場合

イ 以下を行う大学であること

－ 当該効果的な取組を行う

－ 教育研究活動等の状況について自ら行う**点検、評価及び見直しの体制の整備**

－ 教育研究活動等の状況の**積極的な公表並びに学生の教育研究上適切な配慮**を行う

○ **他の大学との間で連続課程を編成する場合に係る上記の認定は、大学等連携推進法人の社員又は一定の要件を満たす複数大学設置法人が設置する大学間において協議会を設け、連携推進方針等に沿って編成される連続課程に限ることとする。**

※ 詳細は、教育課程等に関する事項の改善に係る先導的な特例制度や連携開設科目制度に依り告示で定める予定。

※ 専門職大学及び専門職大学院(法科大学院及び教職大学院を除く。)についても同等の取扱いとする。

特例の効果

具体的には、以下の特例を認める。

① **修士課程の標準修業年限を1年以上2年未満の期間**とすること

② **大学院入学前に大学院の単位を修得した場合には、修得時の大学院の入学資格の有無に関わらず、当該単位数を勘案した在学期間の短縮を可能**とすること

(改正後イメージ)

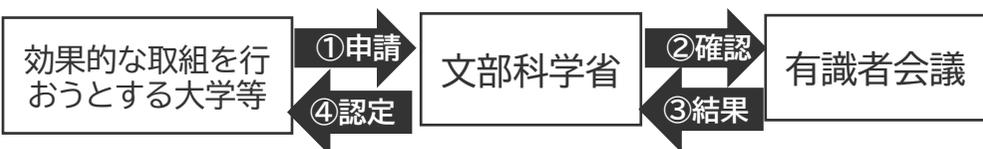
① 大臣認定による修士課程の修業年限の短縮



② 大臣認定による先取り履修に基づく在学期間の短縮



スキームのイメージ

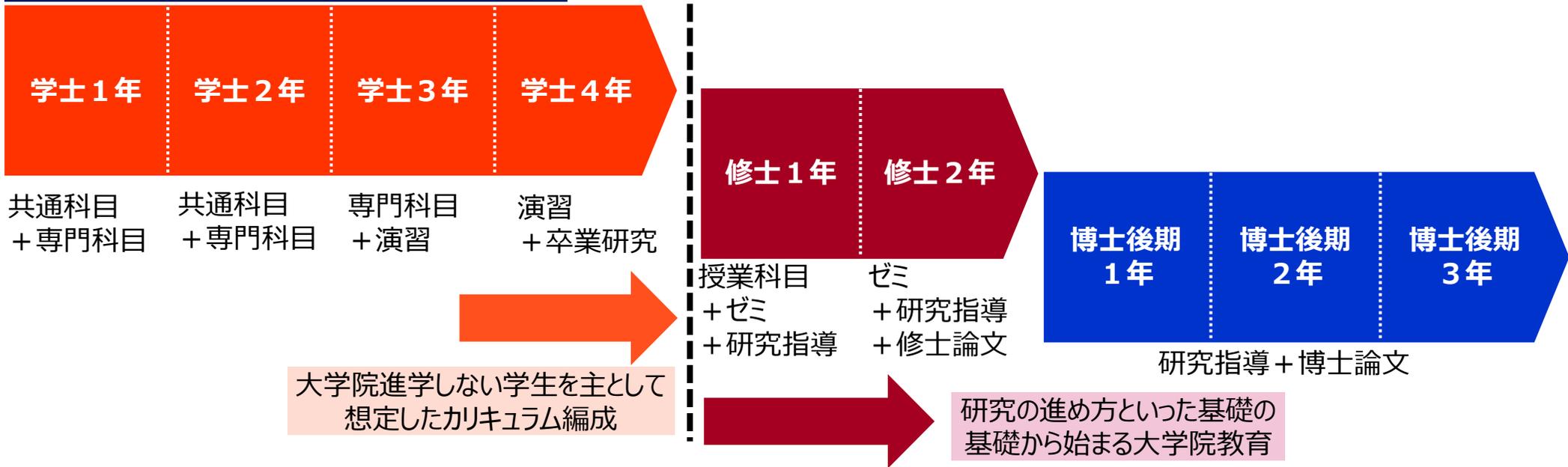


3. 施行期日

公布の日(令和8年2月24日)

大学院修了を前提とした連続的な教育課程編成のイメージ

○ 従来の教育課程編成（例）



○ 大学院修了を前提とした体系的な教育課程編成のイメージ



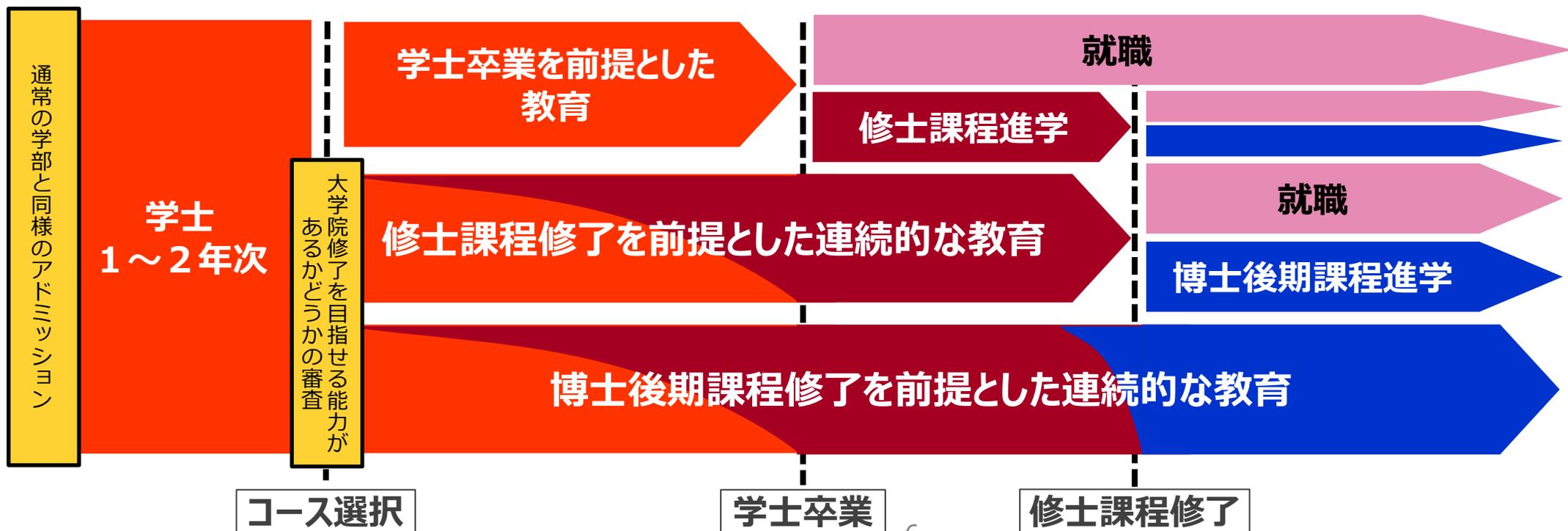
大学院修了を前提にすることで、学部の間から大学院レベルの課題発見能力、論理的思考力等を修得するためのトレーニングを実施

様々な教育課程編成の可能性

○ 学部入学時点で大学院進学を前提とするパターン（例）



○ 学部の途中で大学院進学コースに切り替わるパターン（例）



大学院進学を前提とした教育課程における修業年限・在学期間について

- 学部の教育課程について、分野によっては学生が長期で就職活動を行うことが可能となっている。
- 大学院修了前提の教育課程にシフトした場合、これまで就職活動に使われていた時間を学生の学びに充てることが可能。
- このため、分野によっては、必ずしも6年間の在学期間を求めなくとも大学院レベルの学びを提供しうる。
- また、学生に大学院進学を勧める上では、単に「高度な学びが得られる」だけではなく、修業年限・在学期間を短縮することにより、「濃密な学びをこなせる人材」としての称号を与えることも一手。
- 加えて、「濃密な学びをこなせる大学院レベルの人材」が社会からも評価されれば、そういったロールモデルを見た学生が大学院進学を志すようになる、といった正の循環にもつながりうると考えられる。

○ 従来の教育課程編成（例）



○ 修業年限・在学期間短縮の可能性（例）

